

社会福祉法人豊友会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊友会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 当法人において週平均3日以上業務にあたる役員等（以下、「常勤役員等」という。）については、報酬、賞与を支給することとし、退職手当は支給しない。
 - (2) 常勤役員等以外の役員（以下「非常勤役員等」という。）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 当法人の理事に対する報酬等は各年度の総額が4,500万円を超えない範囲とする。
- 3 当法人の監事に対する報酬等は各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。

(常勤役員等の報酬等の額)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。なお、支給額については、理事会において決定する。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
但し、各々常務理事及び理事の報酬月額は、別表1のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、実費相当額を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額とする。
- (2) 理事会・評議員会出席時の交通費は旅費規程に基づき、実費相当額を支給する。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表4により定める額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月末とする。ただし、その日が当該金融機関の休日に当たる

場合は、前営業日に支払うこととする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月並びに3月とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、前期（4月～9月）と後期（10月～3月）で締め切り支給する。
- 3 報酬等の支払いは、現金支給又は銀行振込とする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成20年3月31日より適用する。

この規程は、平成27年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、令和3年2月1日より施行する。

この規程は、令和4年2月1日より施行する。

この規程は、令和5年3月29日より施行する。

この規程は、令和6年3月30日より施行する。

別表1 常勤役員等の報酬

役職名	報酬の額	
理事長	月額 1,000,000 円	
常務理事	号	月額
	1号	600,000 円
	2号	650,000 円
	3号	700,000 円
	4号	750,000 円
	5号	800,000 円
	6号	850,000 円
	7号	900,000 円
理事	1号	300,000 円
	2号	350,000 円
	3号	400,000 円
	4号	450,000 円
	5号	500,000 円
	6号	550,000 円
	7号	600,000 円

別表2 常勤役員等の賞与

7月の賞与	報酬月額×1ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×1ヶ月分
3月の賞与	報酬月額×2ヶ月分

別表3 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

職務	日額 (源泉所得税控除前)
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 理事

職務	日額（源泉所得税控除前）
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 監事

職務	日額（源泉所得税控除前）
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円
監事監査指導報酬（1日当り）	30,000 円

別表 4

	旅費	宿泊費
非常勤役員・評議員	実費	20,000 円